

○宇城市放課後児童健全育成事業実施要綱〔子ども未来課〕

平成17年1月15日

告示第34号

(趣旨)

第1条 この告示は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第12項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童（以下「放課後児童」という。）等の育成及び指導に資するため、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて健全育成活動を行うことを目的として、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「事業」とは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第2号に規定する第2種社会福祉事業の定めるところにより行う放課後児童健全育成事業をいう。

(事業の委託)

第3条 事業の運営は、児童クラブ等（以下「児童クラブ」という。）に委託して実施することができるものとする。

2 委託に関し必要な事項は、委託契約で定める。

(組織及び運営)

第4条 児童クラブの組織及び運営は、次により行うものとする。

- (1) 児童クラブは、指導職員1人、放課後児童等おおむね20人以上をもって1組織とする。また、放課後児童が10人以上20人未満の小規模の事業のうち年間開設日数が281日以上の場合も1組織とする。
- (2) 児童クラブは、学校の余裕教室のほか児童館や保育所、団地の集会室などの社会資源等を活用して実施する。
- (3) 市長は、児童クラブに必要な設備の整備等を行い、適切な運営に努めるものとする。
- (4) 市長は、児童の保護者、児童委員、民間指導者等の協力を得て児童クラブ活動の支援に当たるものとする。
- (5) 児童クラブは、政治的又は宗教上の組織に属さないものとする。

(活動)

第5条 児童クラブの活動は、家庭との連携を図りつつ、児童の保護及び遊びを通じて育成及び指導を行うものとする。

(調査報告)

第6条 市長は、児童クラブの運営状況が適正かつ積極的に行われているか調査を行うとともに、随時報告を求めることができる。

(委託の解除)

第7条 市長は、前条の調査等の結果、委託する児童クラブがこの事業を実施するに適當でないと認められる場合は、委託を取り消すことができる。

(費用)

第8条 児童クラブは、この事業実施のために必要な経費の一部を保護者から徴収することができる。

- 2 市長は、宇城市教育委員会が認定した準要保護世帯の放課後児童が児童クラブを利用する場合、当該児童クラブが設定する毎月の保育料の半額を上限とし、減免補助をすることができる。

(委託料)

第9条 市は、第3条第2項の事業委託契約に基づき、受託団体に対し委託料を支払うものとする。

- 2 受託団体は、前項の委託料を、事業の実施につきあらかじめ定められた用途以外に使用してはならない。

(関係書類の整備)

第10条 受託団体は、事業に係る収入及び支出の内容を明らかにした書類及び帳簿を常に整備しておかなければならない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成17年1月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の松橋町放課後児童健全育成事業実施要項（平成10年松橋町告示第46号）又は小川町放課後児童健全育成事業実施要綱（平成11年小川町要綱第5号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年3月8日告示第20号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。